

## 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程

(昭和二十四年六月二十八日国立国会図書館規程第三号)

改正	平成	元年	十月	十二日	国立国会図書館規程第二号
	同	十一年	四月	一日	同
	同	十二年	四月	七日	同
	同	十六年	十二月	一日	同
	同	十九年	十一月	十二日	同
	同	二十年	四月	二十五日	同
	同	二十一年	四月	十日	同
	令和	四年	六月	一日	同
					第二号

### (国の諸機関の納入部数)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」

という。)第二十四条第一項の規定により国の諸機関が納入すべ

き出版物の部数は、特別の事由のない限り、館長の定める区分に  
応じ、五部以上三十部以下の範囲内で館長の定める部数とする。

### (国の諸機関に準ずる法人の納入部数)

第二条 法第二十四条第二項各号に掲げる法人が納入すべき出版物  
の部数は、特別の事由のない限り、五部とする。

### (地方公共団体の諸機関の納入部数)

第三条 法第二十四条の二第一項の規定により地方公共団体の諸機  
関が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限  
り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

一 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二

百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下「指定都  
市」という。)を含む。以下同じ。)(これに準ずる特別地方公  
共団体を含む。以下同じ。)の諸機関 五部

二 市(指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。)(これに準  
ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)の諸機関 三部  
三 町村(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)  
の諸機関 二部

### (地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数)

第四条 法第二十四条の二第二項各号に掲げる法人が納入するもの  
とされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲  
げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

一 都道府県又は都道府県及び市町村が設立した法人 四部  
二 地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公共団体情  
報システム機構、地方税共同機構及び日本下水道事業団 四部  
三 市又は市及び町村が設立した法人 二部  
四 町村が設立した法人 二部

### (納入部数の上限)

第五条 前各条に規定する納入部数が当該出版物の発行部数の一割  
を超える場合の当該納入部数は、当該発行部数の一割とする。

### (代償金額の決定手続)

第六条 法第二十五条第三項に規定する代償金につき、館長は、納  
本制度審議会に諮問し、その額を決定する。

(納入の免除)

(施行の日) 平成十七年一月一日)

**第七条** 法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、  
当分の間、その納入を免ずる。ただし、特別の事由のあるときは、  
この限りでない。

**附 則** (平成十九年十一月十二日国立国会図書館規程第三号)  
この規程は、競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律  
(平成十九年法律第七十六号)の施行の日から施行する。

(委任)

(施行の日) 平成二十年一月一日)

**第八条** この規程に定めるもののほか、出版物の納入に関し必要な  
事項は、館長が定める。

**附 則** (平成二十年四月二十五日国立国会図書館規程第四号)

この規程は、昭和二十四年七月一日から、これを施行する。

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十  
年法律第二十号) 中国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)  
別表第二の改正規定の施行の日から施行する。

**附 則** (平成元年十月十二日国立国会図書館規程第二号)

(施行の日) 平成二十年四月二十五日)

この規程は、平成元年十月十二日から施行する。

**附 則** (平成二十一年四月十日国立国会図書館規程第四号)

**附 則** (平成十一年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

この規程は、地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十一  
年法律第十号) 附則第七条の規定の施行の日から施行する。

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

(施行の日) 平成二十一年六月一日)

**附 則** (平成十二年四月七日国立国会図書館規程第三号)

1 この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成十  
二年法律第三十七号)の施行の日から施行する。

**附 則** (令和四年六月一日国立国会図書館規程第二号)  
この規程は、国立国会図書館法等の一部を改正する法律(令和四  
年法律第五十七号)の施行の日から施行する。〔以下略〕

(施行の日) 平成十二年十月一日)

2 この規程の施行前に発行された出版物の納入については、なお

(施行の日) 令和四年六月一日)

従前の例による。

**附 則** (平成十六年十二月一日国立国会図書館規程第二号)

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成十六  
年法律第四百四十五号)の施行の日から施行する。